

令和4年度最高裁判所総合評価審査委員会（第4回） 議事概要

開催日及び場所	令和5年3月7日（火）、3月14日（火）～3月22日（水） 最高裁判所、明海大学、工学院大学、明治学院大学 ※一部回議により開催
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・ 質問及びそれに対する 回答等	別添のとおり

(別添)

議事1 令和4年度上半期工事等の発注状況について（報告事項）

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

令和3年度下半期と比較して応札者は確かに増えているが、一方で1者入札の案件も散見されるどころ、何らかの対策を講じているのか。

【事務局】

高裁工事においては、他の高裁管内の企業であっても、隣接県に所在し参加資格を有する企業に対して情報提供を行うなど、可能な範囲で幅広く応札者を募る工夫をしている。

【委員】

1者入札で予定価格超過により不調となる要因として、予定価格作成時期と入札時期との時間差が入札価格へ影響していることも考えられる。その点を踏まえて対応を執らないと、今後も1者入札による不調が続く可能性があることが懸念される。

【委員】

前回の委員会で参加等級の緩和見直しの話があったが、その点も踏まえて、今の委員からの質問について回答されたい。

【事務局】

参加等級の緩和を見直すことで、応札可能な企業はある程度限定されることになるため、参加等級に該当し同種工事の実績がある企業には積極的に情報提供をするなど、案件ごとに対応していくものと考えている。

【委員】

建設資材等の高騰による予定価格と入札価格との開きについての意見も出されたため、合わせて今後の対応に留意されたい。

【事務局】

了解した。

議事2 令和5年度総合評価落札方式及びプロポーザル方式の実施方針等について

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの意見はなし

議事3 令和5年度の審査対象案件の抽出について

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの意見はなし

議事4 令和4年度の審査対象案件の経過報告について（報告事項）

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

津地家簡裁庁舎新営電気設備工事の落札率が低い、低入札調査の結果について説明されたい。

**【事務局】**

金額が大きい機器の見積書等を確認した結果、過去に取引実績のあるメーカーからのものであり、極端に低価格な見積内容ではなかったため、契約を行わないとの判断には至らなかったものである。

**【委員】**

他社の応札状況について伺いたい。

**【事務局】**

申請は2者であったが、入札前に1者が辞退したため、応札したのは1者のみであった。

**【委員】**

了解した。

議事5 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価項目の設定について  
東京高地簡裁庁舎改修1期工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

アスベスト対策工事については、施工方法が明確に定められているものと認識しており、手順どおりに施工するのであれば、有効な技術提案があまり出されないのではないかと。

**【事務局】**

アスベスト対策工事の施工方法については明確に設計図書に記載しており、ご認識のとおりである。一方で、施工部位が複雑に入り組んでいる状況にあり、必要な作業空間の確保が厳しい場所もあるため、現場の状況を踏まえた上で、設計図書に記載された施工方法を確実に実施する工夫について、具体的な提案を求める余地があるものと考えている。

**【委員】**

了解した。

**【委員】**

全てを標準案で実施するとの提案が出された場合はどのような評価となるのか。技術提案を提出しなかったということで欠格になるのか。

**【事務局】**

標準案での参加となり欠格にはならないが、何も提出されなければ欠格と判断することになる。

**【委員】**

提出された技術提案が、全て標準案と評価された場合は欠格にはならないと考えてよいか。

**【事務局】**

ご理解のとおりである。

**【委員】**

図面にアスベスト対策を行う梁の位置が示されているが、これ以外の梁についてはアスベストを残した状態で庁舎を使用することになるのか。

**【事務局】**

図面に示していない梁については、アスベストが含有していないことが判明しているため、工事対象としていないものである。

**【委員】**

今回の工事内容からすると、天井の張替や設備機器の交換等のアスベスト対策以外の工事事も想定されるところ、その範囲について伺いたい。

**【事務局】**

図示した範囲において天井の張替を行うことになるが、天井内部の埃等にもアスベストが含有している可能性があり、その場合は付随する設備機器も含めてアスベスト対策を実施する予定である。

**【委員】**

アスベスト対策に関する工事費用とそれ以外の工事費用の割合について確認したい。

**【事務局】**

現時点では把握していないが、アスベスト飛散防止に必要な仮設工事に多くの費用を要するものと考えている。

**【委員】**

アスベスト含有材を全て除去することは現実的でないため、固化することを前提とした上で、対応可能な部分については除去を行うという理解でよいか。

**【事務局】**

ご理解のとおりである。

**【委員】**

その他意見がなければ本評価項目について問題ないものとする。

議事6 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価項目の設定について  
佐賀地家簡裁庁舎新営建築工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

長さ40mの庇の施工について、実際に提出される提案内容を想定することは難しいが、例えばコンクリートの施工方法に関して、躯体とは別に打設する場合と、躯体と合わせて一度に打設する場合とで、提案内容に大きく差が出るものと思われるが、その考え方について説明されたい。

**【事務局】**

庇のコンクリートの打設方法について、設計図書では指定していない。施工方法に関する具体的な提案として、施工精度の確保が期待できるものを求めたいと考えている。

**【委員】**

品質確保のため密実なコンクリートの打設が求められるところだが、意匠上の側面を重視した場合、目地は設けないことになるのか。

**【事務局】**

意匠に配慮したうえで、伸縮目地を設置するよう設計図書の中で明記している。

**【委員】**

当該庇は意匠上のポイントであり、高い精度でのコンクリート打設が要求されるため、施工の難易度がかなり高くなることが懸念される。

**【事務局】**

設計段階において技術的検討を行った上で選択した方法であり、それほど難易度が高いものとは考えていない。

**【委員】**

了解した。

**【委員】**

40mの庇とその他の部位について、コンクリートの品質確保の観点から、それぞれ施工方法は異なってくるのか。

**【事務局】**

型枠の支持方法が施工場所によって異なるものと考えている。

**【委員】**

想定される提案内容として、全ての部位に共通するものもあれば、部位ごとに限定されるものもあると考えてよいか。

**【事務局】**

ご理解のとおりである。

**【委員】**

庇をPC版で製作するという提案が出された場合、評価しないという判断でよいか。

**【事務局】**

ご理解のとおりである。

**【委員】**

法廷前廊下の下端部はコンクリート打設に関する提案を求める対象になっているが、上端部については対象としなくてよいか。

**【事務局】**

上端部は金属パネルでの施工としており、精度の確保はコンクリート打設より容易と考え、提案対象から除いている。

**【委員】**

了解した。

**【委員】**

既存庁舎と仮庁舎との解体について、工事車両は北側道路からの出入りを計画しているが、道路幅が狭いことから、歩行者への安全面を考慮して南側道路から出入りする提案が出された場合、どう評価することになるのか。

**【委員】**

大型車両の通行に伴う騒音・振動に対して、新営庁舎における執務への影響を踏まえた提案であれば評価することもありうるが、そこまで配慮した提案が出される可能性は低いものと考えている。

**【委員】**

了解した。その他意見がなければ本評価項目について問題ないものとする。

議事7 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO以外）の評価項目の設定について  
佐賀地家簡裁庁舎新営電気設備工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

有効となる提案事例について、工事規模に比べて期待する提案内容の規模が小さい印象を受けるが、提案に求めるレベルの妥当性について説明されたい。

**【事務局】**

単純な作業ではあるが、施工箇所が数百か所に上り、多くの作業員を要する施工規模であり、実施した場合の効果も期待できることから、有効な提案事例として取り上げたものである。

**【委員】**

事例の有効性は理解できるが、有効と評価された提案は、価格を代替することになるため、第三者としての視点で捉えた場合、それに値する提案内容であるか否かの判断が必要と考える。

**【委員】**

評価項目の表現として「維持管理」だけでなく「点検」という言葉も盛り込んだ理由について説明されたい。

**【事務局】**

機器の「維持管理」を適切に行う上で、専門業者や庁舎管理者が行う保守点検も重要な項目と捉え、「点検」の容易さへの配慮も含めて、幅広く効果的な提案を求めたいと考えたものである。

**【委員】**

「点検」という言葉に影響され、提案範囲が限定されるような印象を与えてしまい、発注者として求めたい「維持管理」に関する提案が出され難くなるのではないかと懸念する。

**【事務局】**

委員からの指摘は、「点検」という言葉を除いて「維持管理」に特化した評価項目として再検討すべきという理解でよろしいか。

**【委員】**

そのとおりである。

**【事務局】**

委員からの指摘を踏まえて、評価項目を再度検討したい。

**【委員】**

より高度で効果的な技術提案を民間企業から導き出すことが総合評価の目的でもあるため、その点を踏まえて評価項目の設定について留意されたい。

**【事務局】**

了解した。

**【委員】**

これまでの意見を踏まえて、評価項目を再検討されたい。

議事8 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO以外）の評価項目の設定について  
佐賀地家簡裁庁舎新営機械設備工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

提案事例として示されたものは、過去の案件で実際に提案された内容と考えてよいか。

**【事務局】**

評価項目は異なるが、実際に提案された内容である。

**【委員】**

B I Mに関する提案が繰り返し出されたことを受け、内容によって評価に差をつけるような議論があったが、本案件について、その点の考え方を説明されたい。

**【事務局】**

提出された個々の提案ごとに、B I Mの使用に関する有効性について判断していくものと考えている。

**【委員】**

新しい技術を求める評価項目の捻出に苦慮している状況が伺える。一方で、難易度の高い評価項目を設定すると、応札者の減少に繋がることが懸念されるため、そのあたりのバランスのとり方が難しくなっているものと考えられる。

**【委員】**

その他意見がなければ本評価項目について問題ないものとする。

以下、3月7日の審議における委員からの意見を踏まえ、3月14日から22日に行った回議の結果を記載

佐賀地家簡裁庁舎新営電気設備工事の評価項目の修正

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【事務局】**

議事7の佐賀地家簡裁庁舎新営電気設備工事における評価項目について、委員からの意見を踏まえ、維持管理に主眼を置いた記載に変更したことについて意見を求める。

**【委員】**

特段の意見はない。

(議事終了)